

室戸市教育委員会公示第2号

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づき、下記の内容で随意契約を行うので、室戸市契約規則第31条の3第1項により公表します。

平成23年3月24日

室戸市教育長 谷村 幸利

記

物品又は役務の名称及び数量	平成23年度吉良川小学校児童送迎車運行委託業務
契約者の選定基準	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条に該当するシルバー人材センターであること。
契約者の決定方法	上記の選定業者から提出された見積書に記載された額(消費税込)が予定価格内であった場合、契約を締結する。
見積書の提出場所	室戸市浮津25番地1 室戸市教育委員会 学校保育課
見積書の提出期限	平成23年3月30日 午前12時必着
契約担当部署・所在	室戸市浮津25番地1 室戸市教育委員会 学校保育課 TEL0887-22-5141
備考	業務概要は別紙仕様書のとおり 見積書には一時間一台あたりの金額(消費税込)を明記すること

## 児童送迎車運行委託業務仕様書

1 委託業務名 平成23年度吉良川小学校児童送迎車運行委託業務

2 業務内容 下表の運行業務を基本とする。

登校時	時刻	下校時	夏期時刻 (4～10月)	冬期時刻 (11～3月)
吉良川小 発	7:00	吉良川小 発	16:45	16:30
日 南 発	7:30	日 南 着	17:15	17:00
吉良川小 着	8:00	吉良川小 着	17:45	17:30

注：学校行事等の都合によって変更する場合がある。

特に、午前中に授業終了の折りには、下校時間を学校から連絡します。

3 法令の遵守 業務の実施にあたっては、関係法令を遵守し、交通安全・交通事故防止・安全運転を心がけること。

4 業務従事の適正配置と名簿提出

業務の遂行に適した者を配置するとともに、従事者名簿を教育委員会に提出すること。

5 異常及び事故発生時

委託業務中の事故・異常が発生した場合は、速やかに適切な措置を行い、教育委員会及び関係者へ報告すること。事後に、状況を記した書類を教育委員会に提出すること。